



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画下水道 宮田村公共下水道

2 縦覧場所

長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び宮田村産業建設課

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年10月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 情報ネットワーク・自然所

3 代表者の氏名

砂 原 清 志

4 主たる事務所の所在地

南安曇郡三郷村大字明盛1143番地17

5 定款に記載された目的

この法人は、新たな市民社会の実現に向けて、幅広く地域や分野を越えたNPOの活動基盤強化を図り、NPOと企業・行政・大学などとのパートナーシップの形成を促進し、連携を深めることにより新たな価値を生み出すことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県労働技能教習センター

3 代表者の氏名

倉 科 季 男

4 主たる事務所の所在地

長野市篠ノ井布施五明463番地32

5 定款に記載された目的

この法人は、労働者並びに労働者になろうとするものに対し、労働安全衛生法で定めた、就業制限業務に従事する資格を習得させる事業を行い、よって雇用の促進、労働災害の防止に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スワンガーデン安曇野A区

南安曇郡豊科町大字南穂高140-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

セイコーエプソン株

諏訪市大字大和3-3-5

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
豊倉商事株	代表取締役 赤 羽 憲二郎	松本市篠部2-2-22

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
豊倉商事株	代表取締役 赤 羽 憲二郎	松本市篠部2-2-22
ナガノコミュニケーションズ販売株	代表取締役 西 澤 昭	長野市稲里下氷鉢1163

4 変更した年月日

平成16年9月15日

5 届出年月日

平成16年10月8日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間
平成16年11月1日から平成17年3月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スワンガーデン安曇野A区
南安曇郡豊科町大字南穂高140-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
セイコーエプソン株
諏訪市大字大和3-3-5
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,119m²
(変更後) 1,335m²
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
20台	39台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	68平方メートル	68平方メートル
2	-	19平方メートル
合計	68平方メートル	87平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
14立方メートル	16立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日

平成17年6月9日

- 5 届出年月日
平成16年10月8日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年11月1日から平成17年3月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 西尾張部店
長野市大字西尾張部1060-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
196台	176台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
18か所	16か所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日

平成17年6月21日

- 5 届出年月日

平成16年10月20日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

- 7 縦覧の期間

平成16年11月1日から平成17年3月1日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 工事名

平成16年度乗鞍高原サイクリングロード修繕工事

(2) 工事箇所名

南安曇郡安曇村(乗鞍高原サイクリングロード)

(3) 工事内容

仕様書のとおり

(4) 履行期限

平成17年1月20日

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱(昭和39年2月18日付け39監第109号)第2第1項に規定する資格総合点数(土木工事一式に係るものに限る。)が738点以下の者であること。

(3) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 長野県内に事業所を有する者であること

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工部産業振興課観光係

電話 026(235)7201

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年11月11日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県商工部産業振興課観光係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年11月12日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 議会増築棟3階 第1特別会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

産業振興課

公告

平成16年度長野県工科短期大学校第5回専門短期課程(セミナー)の受講者を次のとおり募集します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程(コース)名	期間	募集人員
長野県工科短期大学校 上田市大字下之郷 813-8 (郵便番号 386-1211) 電話 0268-39-1111 (代)	C言語を使用するP Cマイコンのプログラ ム開発	平成16年 11月24日(水) 11月25日(木) 11月26日(金) の3日間	10人

2 受講対象者

C言語の基礎知識を有する者

3 受講手続

(1) 提出書類

受講申込書(長野県工科短期大学校所定の用紙によります。)

(2) 受付場所

長野県工科短期大学校 事務局

(3) 受付期間

平成16年11月1日(月)から11月12日(金)まで

4 受講料

4,300円

なお、市販本をテキストとして使用しますので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校に行ってください。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

茅野市における県営米沢地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年10月8日行いました。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年11月1日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 許可番号 平成16年9月30日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字中山596-4、596-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香川県さぬき市小田2203-7

株式会社心象館 代表取締役 宮脇源

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年11月1日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

1 許可番号 平成16年10月12日

長野県上伊那地方事務所指令16上伊地建第31-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市大字伊那5333-2、5242

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市中御所4-8-4

株式会社エスエフシーアール 代表取締役 岡宮利明

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年11月1日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

1 許可番号 平成16年6月15日

長野県松本地方事務所指令16松地建第34-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡穂高町大字穂高2879-4、2879-5、2881、3165-3、3165-4、3165-5、3173-1、3173-2、3173-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市平田西1-2-16

株式会社スペースウェアハウス

代表取締役 中田朝友

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年11月1日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1(1) 許可番号 平成16年5月24日

長野県指令16建第9-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名

上高井郡小布施町大字都住字宮上483-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2234-2 松本和幸

2(1) 許可番号 平成16年9月28日

長野県長野地方事務所指令16長地建第68-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字米持字大仙441-2、441-4、442-1の内、442-6、443-1、443-2、443-3、字大道下南ノ割463、464-イの内、465-1の内、465-2の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市南千歳町878

株式会社守谷商会 代表取締役 斎藤嘉徳

建築管理課

建築管理課

公告

平成17年度長野県立盲学校及びろう学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒並びに養護学校高等部の生徒を次のとおり募集します。

平成17年11月1日

長野県教育委員会

1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員		志 願 資 格
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部	若干名	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能若しくは著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部	”	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部	”	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	産業工芸科 被服科	
松本ろう学校 松本市寿豊丘大野田820 電話 0263-58-3094	幼稚部	”	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で上記(1)の障害の程度に該当するものとします。
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン工学科	
長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393	高等部	普通科	”
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	”	”	”
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	”	”	”
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	”	”	”
飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711	”	”	”
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染6113-2 電話 0261-62-4920	”	”	”
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	”	”	”
飯山養護学校 飯山市野坂田字替田220-1 電話 0269-67-2580	”	”	”
諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見11823-1 電話 0266-62-5600	”	”	”

木曾養護学校 木曾郡木曾福島町伊谷 1134-1 電話 0264-22-3553	”	”	”	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花田 6525-1 電話 0266-28-3033	”	”	”	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの（花田養護学校にあっては、信濃医療福祉センターに措置されている者に限ります。）。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、志願する学校の中学校部を卒業したもの（平成17年3月に卒業する見込みのものを含みます。）に限ります。 (1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者 (2) 肢体不自由の状態が(1)に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
稻荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	”	”	”	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者 (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者
若槻養護学校 長野市上野2-372-2 電話 026-295-5060	”	”	”	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあっては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	”	”	”	(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者 (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者

2 志願及び選考の方法

学校名	志願			選考		
	受付期間	志願書類	場所	方法	期日	場所
長野盲学校 松本盲学校	平成16年12月1日(水) から平成17年2月18日(金)まで	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調査書(志願先校長の定めるものとします。) (3) 訪問教育にあっては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先校長が必要と認める書類	志願先学校	志願書類 学力検査 面接 ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断します。	学力検査 平成17年3月4日(金) 面接 校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	平成16年12月1日(水) から平成17年2月18日(金)まで。ただし、専攻科デザイン工学科については、平成16年12月1日(水)から12月22日(水)までとします。				学力検査 平成17年3月9日(水) ただし、専攻科デザイン工学科については、平成17年1月21日(金)とします。 面接 校長が別に定める日	
長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稻荷山養護学校	平成16年12月1日(水) から12月21日(火)まで				学力検査 平成17年1月21日(金) 面接 校長が別に定める日	
若槻養護学校 寿台養護学校	平成17年2月14日(月) から2月28日(月)まで	上記(1)から(4)までに掲げる書類及び国立療養所中信松本病院の診断書			学力検査 平成17年3月9日(水) 面接 校長が別に定める日	

3 入学許可

校長が、志願者の保護者に平成17年3月18日(金)までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください。

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年11月1日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	収集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	12月1日 (水)	午後1時から午後4時まで	大町会場	中 信
	12月8日 (水)		飯田会場	南 信
	12月15日 (水)		臼田会場	東 信
	12月22日 (水)		須坂会場	北 信

生活保安課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年11月1日

長野県飯山建設事務所長 丸山文哉

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

ア 物品

重油

イ 数量（予定数量）

納入場所	数量(リットル)
県道野沢上境停車場線豊郷除雪センター無散水消雪施設	70,500
県道飯山野沢温泉線新田無散水消雪施設	105,000

(2) 物品の特質

J I S規格1種2号（硫黄分2.0%以下）

(3) 納入期限

契約締結日の翌日から平成17年3月31日までの間で別に定める日

(4) 納入場所

ア 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9868-1

県道野沢上境停車場線豊郷除雪センター無散水消雪施設

イ 下高井郡野沢温泉村大字豊郷4379-6

県道飯山野沢温泉線新田無散水消雪施設

(5) 入札方法

納入場所ごとに1リットル当たりの単価について行います。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯山市大字静間字町尻1340-1

長野県飯山建設事務所総務課

電話 (0269) 62-4111

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合を含みます。）

ア 日時 平成16年11月17日 午後5時

イ 場所 飯山市大字静間字町尻1340-1

(郵便番号 389-2255)

長野県飯山建設事務所総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

(7) 県道野沢上境停車場線豊郷除雪センター無散水消雪施設
平成16年11月18日 午後2時

(8) 県道飯山野沢温泉線新田無散水消雪施設

平成16年11月18日 午後2時15分

イ 場所 飯山市大字静間字町尻1340-1
長野県飯山庁舎 3階大会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

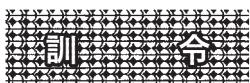
(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

道路維持課



長野県訓令第20号

本府内部部局

現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

別表第3の1の経営戦略局の項中

「コモンズ政策チーム」を

「コモンズ・地域政策チーム」に改める。

情報公開課